

## 「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」の設置について

### 1 趣旨

「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（最終改正平成30年7月20日付け30農会第298号、30林政政第248号、30水推第475号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）を踏まえた研究機関における不正行為の事前防止のための取組や不正行為に適切に対応するための規程・体制の整備状況の確認、分析、指導、是正措置及び不正行為事案に対する研究者、研究機関への措置等に関する助言を得るため、「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」を設置する。

### 2 検討事項

- (1) 履行状況調査の実施に関する助言
- (2) 履行状況調査を踏まえた研究機関への指導、管理条件の付与に関する助言
- (3) 不正行為事案に対する研究者、研究機関への措置に関する助言
- (4) その他

### 3 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。なお、上記2の(3)に関する検討を行う場合には、速やかに事案の公表を行う。
- (2) なお、必要に応じて別紙以外の者の協力を得ることができるものとする。

### 4 実施期間

令和7年2月26日から令和8年3月31日までとする。

### 5 その他

この「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」に関する庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課において行う。